【図表7】監査事務所と個々の監査業務の品質管理~監査法人の二階建て品質管理~ ◎品質管理基準と監査基準の関係 監査基準 第二 一般基準 6の「監査人」は品質管理基準にいう「監査事務所」を意味する。 <u>審査</u>する (チーム外) 監査基準 第二 一般基準 7の「監査人」は品質管理基準にいう「監査実施の責任者」を意味する。 マネージャー ※ その他品質管理基準には、「監査実施の責任者」と「補助者」をまとめた「監査実施者」という用語も登場する。 審査の担当者 インチャージ ◎監査事務所と監査実施の責任者の関係 個々の監査チーム 監査事務所が「品質管理の方針及び手続」を定め、監査実施の責任者がそれらを「遵守」するという関係 スタッフ (例)東芝、パナソニック、任天堂 これらの「品質管理の方針及び手続」を総体として「品質管理システム」といい、監査法人版内部統制である .. 監査事務所が品質管理システムを「整備」、監査実施者が品質管理システムを実質的に「運用」する つまり、日常的な品質管理の実施主体は「監査実施者」であり、その指揮命令系統にある個々の監査チーム 監査事務所の方針及び手続 監査実施の責任者 監査事務所 ③意見の形成 <u>モニタリング</u>する 品質管理の方針·手続を自ら<u>遵守する</u> 品質管理の方針·手続を<u>定める</u> それらを<u>補助者にも遵守させる</u> <u>選任</u>する<u>・モニタリング</u>する (日常的監視と定期的検証) 品質管理のシステム、 監査法人の内部統制のこと、その他(試験上は重要ではない 品質管理に関する責任 が)品質管理システムには専門的な見解の問い合わせ、監査 上の判断の相違、監査事務所間の引継ぎ、共同監査を含む ②監査の実施 個々の監査業務の契約の締 職業倫理及び独立性 個々の監査業務について、適切に実施 結・更新について疑義があれ できるかどうか判断する ば、監査事務所に適宜伝える 監査契約の新規の締結及び更新 能力、経験及び独立性を含む職業倫理、 十分な時間を確保できる監査実施者を 確保・選任する 日常的監視は、監査概要書などの対外的な提出物が期限通り 補助者に対する指示、指導、 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任 に適時にもれなく提出されているかどうか、期限内に審査が行 ①監査計画 監督(**監査調書の査閲**等を含 われているかどうかなど、年間通じたモニタリングをいう。 む。)を含む 方針及び手続には、監査業務や審査に 関連する規程を含む 定期的検証は、(主に東京にある)品質管理室が、個々の監査 業務の実施 報告後(×監査報告の前ではない)にランダムに選定された全 国の監査業務の一部(×すべての監査業務ではない)につい 日常的監視及び定期的検証 て、監査法人の品質管理の方針及び手続にしたがって監査を 方針及び手続には、日常的監視や定期へ により指摘された不備への対 行っているかどうかをチェックする監査法人内部の臨時的かつ 的検証のほか、いわゆる内部通報制度 応を含む 品質管理のシステムの監視 に関するものを含む 監査契約 監査が社会インフラであることに鑑みた、外部からの品質管理制度 ①日本公認会計士協会(JICPA)による品質管理レビュー 品質管理システムの整備及び運用状況のレビュー ②金融庁 公認会計士・監査審査会による検査 JICPAによる 品質管理レビュー 検査 検査

公認会計士・監査審査会(金融庁)による検査